

Title	「民事訴訟の理論(上)」中田淳一先生還暦記念
Sub Title	Festgabe zum sechzigsten Geburtstag von Junichi Nakata
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao) 加藤, 修(Katō, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.7 (1969. 7) ,p.129- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690715-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

されているが、こうした前提なり仮説なりがあつた場合、著者のとつた国別記述の方法はたして有効だろうか、の問題である。こうした仮説を立証するために、著者は明示していないが、インドネシア、フィリピン、ヴェトナムを、「典型的に」、ないし意識的にとりあげているのは、当然比較史的方法の採用であるはずであり、その比較基準が前述の運動特性ではなかつたのだろうか。とすれば、どういつた条件があつた時にその国に同一範疇の運動が生じたか、または生じなかつたのか、をこれだけの資料があれば明らかにする可能性があつたのではないだろうか。

第三は、言葉に関するものである。著者が帝国主義にたいしてもつ姿勢は正当である。しかし、悲惨な、残酷な、無暴な、といつた著者のエンパシーから生ずる言葉が頻発されるのはどうだろう。私は、こうしたものがかえつて本書で「歴史的確定」を追求した著者の「論」旨をそこなつてしまつてゐるのを惜しむ。他にも、「人民」といつた概念の曖昧さ、歴史のダイナミックスの源泉を「対立」においたことは正しくとも、その対立が「収奪―被収奪」、「支配―被支配」に契機がある以上、人類の歴史がすでにそれを一般法則としてゐる、その法則を植民地にエビデンスを求めた上での立証作業なのかどうか、といつた問題があると考えられる。

こうした私だけの疑問にもかかわらず、前にもふれたように、本書が後統研究者のためには、強い知的刺激をあたえることは信じて疑わぬものである。東南アジア研究者ばかりでなく、「歴史」を共有する者に必読をすすめたい。(勁草書房発行 A5判 四二六ペー

ジ 一九六九年)

(一九六九・五・二五) (内山 秀夫)

「民事訴訟の理論上」

中田淳一先生還暦記念

本書は、民事訴訟法学会理事長、京都大学教授中田淳一先生の還暦記念論文集である。論文集「訴訟及び仲裁の法理」(昭和二八年)所収の諸論文を始めとして、新訴訟物理論に対するたゆまざる批判をも含めて、同教授の民訴学界に残された足跡は偉大である。ここに本書の上梓されたことを慎んでお祝い申し上げる次第である。

以下坂原・加藤両名が本書の紹介をするものであるが、なんらかの点で訴訟物理論に関連するものを坂原が、それ以外のものを加藤が分担執筆する。

※

わが民事訴訟法学界の、ここ十年ばかりの主たる関心事は訴訟物論（正確には、訴訟物論というよりも、訴訟物論との関連での新訴訟法理論の可否の問題であると言えよう）であつたと言えよう。そしてその訴訟物論争について、数年前、「訴訟物論争は新理論が訴訟物を広く考えることから生ずるすべての問題の理論的修補を終え、一段落を告げた」（青山・法律学の動き「民訴法・裁判法」ジュリスト年鑑一九六七年版一一三頁。なお伊東・学界回顧「昭和四二年」法律時報三九巻一四号三八頁も参照せよ）という評価がなされ、さらには「……新訴訟物論の……重要な意味が民事紛争の実態的把握への志向にあるということができるならば、たとえば訴訟物の物的範囲は新理論のあげている場合も常にそのように旧理論との対比の上で広いものでなければならぬのかもまた、確定判決のもつ同一紛争のむし返しを許さぬという効力としての既判力との関係のさらに突込んだ再検討とともに、これまで公けにせられた議論のすべての成果を念頭におきつつ、われわれの通過すべき道程の一つであると思われる」（中務・学説百年史「民訴法」ジュリスト四〇〇号一五四頁）という指針が提示された。かかる評価、かかる指針は、今日、学界において一般的と言えよう。ところで、このような学界の状況にあつて、学界の第一線の研究者が自由なテーマのもとに執筆した論文のあつまりである本論文集は、今後の訴訟物論争の方向の概要を知る上で、重要な論文集といわなければならない。即ち、新理論の主張であつた紛争解決の一回性、あるいは紛争の実質的解決という訴訟法学上の理念を、各研究者がいかに把握し、いかに評価し、今後の

訴訟法理論をいかに構成しようとしているかということを知る上で、本論文集は絶好の論文集であるということができよう。そこで、私は訴訟物理論に、比較的關係があると思われる論文を本論文集から選び出して、今後の訴訟物理論やそれに関連をもつ分野の動向を探つてみようと思う。

一、伊東乾「訴訟当事者の概念と確定」は従来、不動的と考えられていた訴訟当事者概念を批判し、さらに、これも通説ともいえる当事者確定についての表示説に、異論を唱えた論文である。教授は従来の当事者概念は何を基点として考えられているのか曖昧であり、その概念規定の方法は決議的、帰納的であり、故に概念は形骸化し、概念の実質的意義が全く理解されていない等を指摘する（六八頁）。そして、当事者概念は、訴訟目的（紛争の法的解決、訴訟当事者概念存在の理由（主体関与の原則）等から導きだされるものであるとし、「訴訟当事者」という概念は実体法上の紛争当事者にその淵源を有し、これを訴訟上に移項したものである」という点で、それ自体、実質的意義を有するのである」からして、「訴訟当事者とは、当該訴訟で解決せられるべき実体法上の紛争の主体として訴訟に登場する者」と規定せられるのが相当であろう」とされる（引用句は六七頁）。次に、当事者の確定については、概念該当性の問題であるとし、前述の当事者概念に即応して、「訴訟当事者の確定は、訴訟上に与えられた徴表のかぎり、かつ一切を斟酌して、解決を与えることが最も適切と認められる実体法上の紛争の主体を捉える、という仕方で行なわれるべきものである」とされる（七一頁）。以上が本論文の結論の

要旨と思われる。ところで、当事者概念の純形式性、表示説による不都合な結果の招来等は、教授の指摘を待つまでもなく、従来、指摘されていたことである。ところが、当事者概念に実質性を、当事者確定に具体的妥当性を、というところ、人は結局のところ、通説を超えることができなかったし、およそ、かかる問題提起は無意味であると解していたようである。それは、当事者概念について言えば、訴訟法上の種々の当事者を包含しなければならぬということ、当事者確定について言えば、当事者は訴訟の当初から明確に定まらなくてはならないということを、それぞれ、至上の要請と解したことによると思われる。教授は本論文で、結果的に、かかる命題が至上の要請とは限らないことを解明したといえるのではないだろうか。前者について言えば、帰納的考察方法は正しくないとされ(六八頁)、後者について言えば、「訴訟上の徴表は訴訟の進行段階によつて異なるから」、「当事者確定の結果が途中で変更せられなければならぬ場合を生ずる」が、「当事者の確定もまた判決の確定をまつて初めて完結するのであつて(訴訟当事者の動態的把握)、それでも、訴訟中の各種当事者機能はその段階ごとの仮の確定に結びつけられるのであるから、特に困ることはない」ということで、解決をしている。この教授の新しい考えによれば、具体的には、人物取り違えの場合は訴えべかりし者が、氏名冒用訴訟の場合は冒用者が、死者名義の訴訟の場合は相続人が、それぞれ当事者となりうるであろう(七二頁以下)。即ち、従来の固定的当事者の把握が弾力的になり、具体的妥当性が図られるであろう。そこで問題は、かかることを可能にしていること

ころの訴訟の動態的把握ということの当否ということになる。ここでは、それについて述べることは省略するが、重要なことは、教授が本論文の最後で述べている如く、「現在の学界に必要なことは、訴訟当事者概念の方法論的・論理的な再吟味を試みることから始め、精練、純化された概念のもとに、訴訟当事者の全理論の、有機的な再構成を企てることである」(六八頁)と思われる。本論文は、この点を鋭く指摘し、しかも動態的把握ということで問題解明の指示を与えたことは、高く評価されるべきであろう。本論文は訴訟物論争を通じて確立された動態的訴訟物論の考え方を主体面に展開させたものであり、訴訟物論争の延長が今後、訴訟当事者をめぐっておこなわれることを示唆するものともいえよう(本論文では引用されていないが、教授のこのような考えは既に判例評釈で発表されている。民商法五六卷二号一一六頁・判例評論一一四号二頁参照)。

二、小山昇「民訴七一条の参加訴訟における判決の内容と効力に関する試論」は、「七一条の訴訟において、六二条が準用される必要性(いわゆる合一確定——矛盾なき確定——の必要性)の意味と限度」を、「七一条の参加訴訟の構造論から接近するのではなく、この訴訟がその設置の目的を十分に果たすために望まれる機能は、どういふものかを具体的に探つてみること」によつて解明しようとした論文である(九七頁)。かくして教授は、分析的に問題をとらえ、制度的目的、機能等からその問題を解明しようとする、訴訟物論以来、教授の得意とされる方法で、本問題をみるのである。即ち、教授は、原告Xの被告Yに対する所有権確認訴訟の係属中にZが参加

し、X、Yそれぞれに所有権確認を求めた場合を原型とされ、この場合、合一確定判決の内容と効果は、①X脱退でZ勝訴の場合、②X脱退でZ敗訴の場合、③Y脱退でZ勝訴の場合、④Y脱退でZ敗訴の場合に、XYZ間にかなる意味があるかを考えるのである(二〇〇頁以下)。さらに、この原型においてXがZに所有権確認の反訴を提起した場合、YがXに対して所有権確認の反訴を提起した場合、YがZに対して所有権確認の反訴を提起した場合を考へ(二〇六頁～二〇九頁)、最後に原型の場合の控訴について考えるのである(二〇九頁以下)。かかる方法について教授は「本稿にいわゆる原型の七一条の訴訟における、あるべき判決の内容と、判決の脱退者につき有する効力のあるべき内容を明らかにした。それは、それが、原型において、または、他の請求を伴なつた原型において、右の問題を明らかにするのに、基準となると予想されるからである」(二二二頁)と述べ、本論文を締括るのである。従来の構造論からの出発はともすると、細部の問題を見落しがちになるのであるが、本論文は、個別事例を通して問題をみているので、論旨には力強い説得力が感じられる。さらに本論文は特に、原型において脱退という事態が生じた場合の分析を通して、脱退を請求の放棄または認諾と解する有力説に疑問を投げかけている。教授は「脱退は、たんに訴訟の当事者でなくなることである」とし、放棄・認諾は「脱退者の主観的意図であつて、脱退の性質とはいひ難い。脱退は、かかる主観的意図に基づく行為であるが、その表現そのものではない」とされる(九九頁の注の二)。そして七二条の趣旨については、「判決

が、脱退にも拘らず、七一条の参加の訴訟(三者の訴訟)の判決たる効力を維持すること」にあり、それは脱退なきごとく擬制することと達せられ、この場合は「請求の放棄・認諾の予告があつたとすべきよりも、一切の攻撃防禦方法を提出せず出頭もしない当事者であつたとすべき」であるとされる(九九頁の注三)。かかる考へと、「既判力は、請求につき、請求の当事者の間で、効力を生ずる」(二〇〇頁)ということを前提として、前述設例の解明を試みるのである。この結果は、認諾・放棄説の分解にも通じ、成功しているように思える。なお、結果的には、認諾・放棄説とは特に前例事例②④の場合に、異なるように思える。即ち、教授の考へでは、②④の場合、XY間の請求は単に消滅すると思はれる。教授の指摘するように、この点、認諾・放棄説では説明不十分の感をうける。もつとも、認諾・放棄説では、予告的認諾・放棄する場合の条件に、意味をもたせることによつて説明することができると思われる。以上、本論文は、従来深い分析がなされていない分野に光をあてたもので、まさに本論文を土台としての多種多様な本問題をめぐる問題の解明、そして、それらを通しての独立当事者参加訴訟の機能的再構成が今後の課題とならう。本論文は直接には訴訟物理論とは関係はないが、訴訟物論とはその発想は同じように思へ、その意味では機能的な新しい訴訟法理論完成志向という点で連統面を持つよううに思える。ここに、三ヶ月教授、新堂教授とは異なつた新訴訟法

理論のあり方をみるような気がする。

三、木川統一郎「オーストリーにおける訴訟物論争」は、題名よりす

れば、一見、外国の学説の紹介であるが、今日、訴訟物を考える場合、読まなければならない論文である。即ち、今後の訴訟物論争について考える場合、論争が単なる解釈論に終始しないことを示唆するものであり、さらには、日本の司法制度改革に貴重な提言をしている論文である。「民事訴訟を貫く力学法則を探索し、原因力のあるファクターを確定し、そこから立法論も解釈論もたててゆくのでなければならぬ」(木川「民事訴訟政策序説」のまえがきより)と考える教授は、既に「民事訴訟政策序説」所収の一連の論文で、各国の民事訴訟の実態を追求し、種々のファクター相互間の関係について明らかにしてきた。訴訟物と各国の審理の型との間の関係については、既に、ドイツ、フランス等における制度の運営の実態を調査して、その関連性を明らかにした教授は、迅速性を誇るオーストリーに目をむけたのである。即ち、「オーストリー民事訴訟の迅速性と経済性」(前掲書所収)がそれであり、本論文はその「統編というべきもの」(二二九頁)で、訴訟物と訴訟の迅速性の関係について、特に述べられている。本論文は、先ずオーストリーにおける訴訟物論争を紹介し(二節、三節、四節)、かかる学説の背景たる訴訟の実態を強調し、迅速な訴訟には弁護士強制主義や、弁護士に法律構成をさせること、そして、小さな訴訟物がいとされる(五節、六節)。最後に経済的にも、小さな訴訟物がいとされ(七節)、結局、本論文では旧説のような小さな訴訟物の長所を強調するのである。教授の報告によつて、かの国の訴訟物論が日本でいう旧説に近いことで、驚かされるのであるが、ここでは、その点については省略し、

論文の基調をなす、次の三点について述べてみよう。(一)「訴訟物は『審理の定型』や『訴訟準備の定型』並びにその国の社会的条件によつて多様に工夫されるべき相対的問題であつて、制度目的や原告の意思から直截的にきめられるべきではないと思う」(二五〇頁)という点と、(二)迅速な訴訟には弁護士強制主義を前提として、事件の法律構成は原告の弁護士に全面的に任せ、裁判所は単に請求の当否だけを判断するという点で、訴訟物は実体的に区切つた小さな訴訟物がい(一四八頁以下)という点と、それとの関連で、(三)日本の法律家にとつて重要なことは、弁護士強制主義をいかに実施するかであり、新訴訟物理論の即時の導入ではない(一五〇頁)ということの三点である。第一点については、伝統的学問方法論からは異論があると思うが、しかし、教授の既に述べたような視点からの分析は強い説得力が感じられ、新しい、訴訟法学における解釈学のあり方を示唆するものがある。しかし問題は、教授のかかる分析による成果をいかに解釈論の中にとり入れるかにあると思う。これは今後の課題になると思う。第二点については、オーストリーにおける訴訟の実態を通しての意見であることからしても、強い説得力が感じられる。新訴訟物理論が訴訟物を広く解することによつて、訴訟制度の改革を志向しているとすれば、かかる教授の指摘は、旧説の立場から新説に対しての反論とも解せよう。ここにおいて、論争は新しい段階に入ったのであり、本論文は論争の一土俵を提示したものとええよう。第三点については、教授の主張の通り、弁護士強制主義をいかに導入するかが、日本司法制度の当面の

課題と思われる。信頼される弁護士像の確立、弁護士費用の法定化、医療保険類似の保険制度の導入の検討等、弁護士強制主義の導入には、その前にしておかなければならないことが多くあると思う。このような教授の問題提起に対して、我々は真剣に考えなくてはならないことは当然であるが、特に実務家の人々の意見発表が望まれるのではないかと思う。以上、本論文は、新しい訴訟制度像を力強く訴える論文である。

四、中村英郎「訴の変更理論の再検討」は、従来、訴訟物理論の一試金石として考えられていた訴の変更というものを、一応、訴訟物論とは切り離して、訴の変更の制度、それ自体のもつ意味の解明をめざした論文である。教授は先ず、判例理論が従来、訴の変更制度を正しく理解していないと指摘する(第一節序説)。そして、系譜的考察、ドイツ民法の立法経過等の考察を通して、現行日本民法上の訴の変更の制度の、歴史的位置づけをおこない、わが民法上、訴の変更の場合、問題となる「請求の基礎」概念について新しい考えを述べる(二節、三節、四節)。そして最後に、訴の変更について「新訴の提起と旧訴の取下」と解する判例や学説多数説に、系譜的考察より異論を唱えるのである(第五節)。ここでは教授の労作である系譜的考察については紹介を省略し、教授の主張される「請求の基礎」概念と、「訴の変更の連続性」について述べてみよう。請求の基礎という概念は、日本法独自の概念であるため、これについての判例や学説は多種多様に存するのであるが、大別して事実説と利益説に分けることができる。これに対して教授は、請求の基礎概念は「そ

れ自体抽象的・個別の概念である。それにいかなる具体的概念を盛り込むかが問題なのであるが、これまでの学説は、基礎たる事実だといひ、あるいは生活利益だといひ、とかく一元的考察に終始していた。そのためその実体を明確に把握しえなかつたのである。筆者は請求の基礎を二元的立場において考察の対象とする。すなわち具体的訴訟一般における請求の基礎といへば、それは、訴訟により追求する生活利益であり、具体的・個別訴訟における請求の基礎とは、請求の原因を構成する基礎たる事実……だとする。しかしてこの二元的考察によりえたところのもの階層的組み合せより、具体的、個別の訴訟における『請求又へ請求ノ原因』の変更が、『請求ノ基礎』に変化を生じたか否かを判定するのである」(一八二頁)とされる。即ち、基礎事実の同一と、請求利益の同一性の二つが「請求の基礎」の同一性を判定するようである。問題は外在的批判なるろうが、教授の学問方法論に突き当るように思える。次に教授の主張される訴の変更の理論について述べてみよう。「請求の基礎に変更のない訴の変更は、……『許されざる訴の変更』(mutatio Ibeili)の系統に属し、従来訴訟手続が内容において連続する」のであり、「訴の変更をもつて、新訴の提起、旧訴の取下となすことは、請求の基礎に変更ある訴の変更に妥当する」(引用句は一九二頁)のであるとされる。この考え方によれば、請求の基礎概念を重視することにより、訴の変更において被告の同意は全く意味をもたず、また、いわゆる交換的変更の場合でも、被告の同意を要しないと解するのである。この考えは、要するに、訴の変更は当然、旧訴の消滅を意

味するという見解であろう。判例、学説多数説と見解を異にする点である。連続性ということでは旧訴は新訴に変わり、消滅したというのは、現行法上、訴の取下との関係で、そう解せないのではないかと思う。即ち、教授の言によれば、キツシュの考えであるとされるが、訴の交換的変更は新訴の提起と旧訴の取下と分解しないまでも、被告の同意によつて旧訴は消滅すると解するのがよいのではないかと思う(伊東・坂原「判批」法研四〇巻一〇号九頁参照)。しかし、かように見解を異にしても、系譜的考察ということで、訴の変更の制度を制度の淵源まで探究した本論文は労作というべきで、この問題に対して新しい局面を開いたことは否定できない。ただ訴訟物論が強調される現状では(新訴訟物理論をとると、訴の変更の制度の意義は縮小されることになる。訴訟物論とかような関係にある)、訴訟物論との関連において、訴の変更の制度のもつ機能の検討も重要ではないかと思われる。

五、小室直人「訴の客観的併合の一態様」は、「数個の請求が、單純併合として併合提起され、併合請求の一個が、他の請求と先決的關係をなすか、または併合請求の各々が同一の法律關係を基礎としているような場合、裁判所が、併合請求の一個について、判決をなすに熟するものとして、まず一部判決」がなされるか、という問題について論究した論文である(一九七頁)。教授は、先ず、この場合、一部判決を認め、これについて控訴がなされた場合、控訴審が第一審と反対の見解に達すれば、一審係属中の他の請求も合せて、訴の全部について裁判できるとする、ドイツの段階訴訟を検討する。即

ち、段階訴訟を中心に判例、学説一般、ツォイナー説を検討する。

なおツォイナーについて既にわが国では十分紹介されているが(ツォイナーに言及する邦語論文は、私の知る所では二五に達している)、この点からツォイナー論文をとりあげたのは教授がはじめてと思われる(ドイツでも、ツォイナーに言及する論文で、特にこの点から論じている論文はないように思われる。拙稿「ツォイナー理論に対する西ドイツでの評価について」慶天大学院法学研究科論文集昭和四三年度九九頁以下参照)。さて、ドイツでは、控訴審で既に述べたような処置がとれることを認めているが、それは理論的というより便宜的考慮に基づいている。この点、ツォイナーは、初めて理論的説明をしたが(二〇五頁以下)、ZPO三一八条の羈束力を根拠とする彼の説は「ライヒス・ゲリヒトが、段階訴訟において創始した便宜的措置を、自説に有利に理論づけようとする無理な解釈であるといわなければならぬ」(二二一頁)と教授は評価するのである。ここで教授は目を日本に向けて、論じる。教授は、ドイツのかかる考えは、段階訴訟という特殊性なるが故に、拡張されてはならないとする一方、判決理由中の判断に既判力を認めるツォイナー説には同情を示す(二〇七頁、二二二頁、二二三頁等)。このような立場から冒頭の問題を考えるのである。一個の請求の量的一部の場合、先決關係、基本的法律關係を共通にする場合、一部判決は許されず、全部判決をすべきであろうとされる(二二四頁以下)。結論として次のように言われる。「訴の客観的併合のうちに、弁論の分離・一部判決を許すべきでない態様のあることを考察した。それをかりに関連的併合とよぶこと

にする。関連の併合は、単純併合の一態様であり、訴の併合提起により原始的にも、中間確認の訴・訴の変更・反訴などにより後発的にも発生する。かかる請求が別訴で提起されれば、弁論の併合が命ぜられるべきである。これは……判決の合一確定を目的とする。関連の併合は、理由中の判断の矛盾抵触を防止し、裁判により解決される法秩序の可及的な統一をはかることを主眼とするものということができよう」と(二一八頁)。以上が本論文の概要である。さて、ここに、また訴訟物論争の一つの発展方向をみざるをえない。即ち、判決の合一確定を志向するといった場合、判決理由中の判断に拘束力を認めるツオイナー理論、争点効理論のように、一般に大上段的に問題を論じるのではなくして、訴の単純併合という場面で問題をとらえた本論文は、判決理由中の判断の拘束力といったことを利用しない、新しい方向を示したものといえよう(ツオイナー理論、争点効理論は新説の延長に位置するという評価が一般的である)。判決の合一確定を志向するならば、ツオイナー理論、争点効理論の方がより効果であろう。しかしながら、両理論は、その効力の作用する条件が不明確であるという欠陥を有していることは既に多くの人によつて指摘されているところである。その点、教授の考え方は、問題の生じる余地はすくないと思われる。ただ相対的解決、即ち既判力の相対性を建前とする現行法の立場からすれば、教授の挙げる事例が合一的に解決されなくても、かまわないともいえよう。問題は、一般的にいかなる場合に、合一的判断が必要であるかということ、それにはいかに対処するかということにならう。本論文は、かかる

問題に対して解答を与えたもので、今後、かかる問題の考察にあつて、参照されるべき論文である。

六、カール・ハインツ・シヴァーブ「現代ドイツ民事訴訟法における権利保護請求権の再生」(中務訳)は、再生されつつある権利保護請求権説を司法(作用)請求権説の立場から、批判した論文である。従来、権利保護請求権説は、実り多き誤りということで、既に克服されたとされていた。即ち、ドイツでは司法請求権説が、日本では、本案判決請求権説が、それぞれ権利保護請求権説に、とつてかわつたのである。ところが、最近、ドイツでは、ポレ、ブロマイヤー、シュロッサー等においてこの理論の復活が主張され、単に既に克服された過去の理論として無視できなくなつたのであろう。ここに教授が、かかる理論を批判する意味が生じたのであろう。教授は現在の権利保護請求権説が過去の権利保護請求権説に対する反対説の考えと結合せられているという事実を指摘し(二節)、次の四つの視点で、現在の権利保護請求権説を検証していく。即ち、権利保護請求権は貫徹しえる請求権かどうか(二節)、それと訴訟物を同一視するが正しいかどうか(三節)、起訴可能および権利保護の必要はそれの要件かどうか(四節)、そして最後に、それは実体法と訴訟の架構であるか否か(五節)を、検討するのである。結論を言えば、教授は、これらを全て否定的に解し、結局のところ、権利保護請求権概念の不要性を説き、実体法と訴訟の架構を果たすものは、憲法に基礎をもつ司法請求権であり、それは貫徹しえる請求権であるとされる(三四〇頁)。以上は本論文の構成である。さて、本論文の意義であ

るが、権利保護請求権論は少なく、本案判決請求権説が定着しているわが学界の状況においては、本論文が直ちに影響を与えようとは思われない。しかし、復興せる権利保護請求権説を批判した本論文は、その意味で、従来批判とは異なつた批判のようであるし、問題を一步進められているという感じを受ける。従つて、今後、訴権論を検討する場合、十分参照されるべきであろう。なお教授の説く司法請求権説は、目下、ドイツの通説のそれと同じであろうし、わが国では齋藤教授が強調される司法作用請求権説と同じ立場にあるといえよう。ところで、シュヴァープ教授が、このような論文を書くこと自体、ドイツでは実体法的立場が有力になつていゝることを物語つていゝるのではないだろうか。訴訟物論における新実体法説、それにこの権利保護請求権説と、純訴訟法的立場が修正されていくこのドイツの動向は、慎重に検討されねばならないが、今後、少なからず日本に影響を与えると思う。このような状況において、訴訟物論が、今後、ドイツ、日本でそれぞれ、どう展開するかは、本論文と直接関係のないことであるが、興味ある問題である（本論文では述べられていないが、本論文はZ Z P 八一巻四一二頁以下に掲載されている。なおレントリヤウエルニヒ一四版（一九六九年）一〇六頁は権利保護請求権説について簡単に触れ、批判している。ベルンハルト三版（一九六八年）は数頁にわたつて述べ、批判しているが、従来、言われた批判が主で本論文と多少視点を異にしている（七頁以下）。

（坂原 正夫）

一 染野義信・「わが国民訴訟制度における転回点——大正一五年改正の経過と本質」は、「現行法は旧民訴法下における当事者主義の弊害が甚だしくなり、訴訟が遅延するにいたつたので、これを防止するために制定されたのであり、その結果、職権遂行主義が採用されたのだ」との一般的な理解を単純であり、且つ、不十分であるとし（四頁）、「訴訟法が動揺するならば、それは社会の本質的要求に根ざすものであり、そうでない限りは全面的変革を受けることなく存続する筈である」との観点から（二頁）旧民訴の改正と現行法制定のプロセスを究明・評価し、現行法に課せられた使命とその意義を追求することを目的とする（四頁）。論者は、改正の経過を①法典調査会案の成立まで（第一期・試案期明治一八年から同三六年まで）、②現行法の基体が出来上つた法律取調委員会及びそれに続く改正調査委員会まで（第二期・起草期明治四四年から大正八年まで）、③草案が改正調査委員会に提出され、ここでの検討を経てさらに議会の可決を得るまでの時期（第三期・完成期・大正八年から同一五年まで）の三期に区分し、論述を進める（八頁）。すなわち、第一期における明治三六年の法典調査会案は、「制度が未だ固定していない段階における法典の手なおしという要求によつて着手され、しかも従来の制度を根本的には変革しないという前提の下に起草及び審議が行なわれた」ものであり（一四頁）、ここでは「訴訟遅延が問題となつていなかったことは確かである」（一頁）。この調査会案は、その成立にまでどり、その間に当事者・裁判所ともに手続にかなり習熟したという事情があつたため、単なる法典の手なおしというその「本来の性

格からして陽の目を見ずに終る運命」を持つものであつた(一八頁)。第二期においては、はじめて「訴訟促進という錦旗」が掲げられた(二九頁)。このことは、オーストリー新民訴訟の影響のみならず、新受件数の増加と行政整理による裁判官の定員減が立法者に大きなショックを与え、ドラスチックな改革へ踏み切らせたことに基く(二九頁)。しかし、この時期にあつては、訴訟遅延はまだ社会的な問題とはなつていなかつたため(三一頁)、改正事業はその中たるみを経験したのであるが、この時期は、第一次大戦によつて飛躍的に発展したわが国の資本主義がそれに伴う矛盾を明らかにし始め、種々の紛争が急激に増大してゆく時代の直前であつたため、そのことが潜在的条件となり、改正事業は、その後一貫した改正過程を持続することになつた(三三頁)。第三期において、改正法はあつたが、制訂が急がれたが、それは訴訟遅延の現実に対する大きな危機感に依るものと考えられる(五五頁)。そして、「改正法の指向する職権主義の拡大が古典的意味でのデモクラシーに逆行するものであることはいうまでもない」(五六頁)。しかし、いわゆる大正デモクラシーは、「労働運動、農民運動に圧力を感じた支配階層が、それをやらねばならぬために見せたゼスチュアであり、ショックの吸収方法」と解することができるが、さらに、改正民事訴訟法は、わが国資本主義の矛盾の表われの一つである紛争の増大に対応するための一本の柱といふべきものであり、この意味で、大正デモクラシーと改正民事訴訟法は共通の基礎を持つていたといふことができる(五六頁)。

本論文で示された論者の基本的態度、すなわち、社会の本質的要

請なきかぎり訴訟法の全面的変革はあり得ないとの指摘は、ともすれば訴訟の手続的・技術的性格に目をうばわれるあまり、末梢的な法論理操作に終始しかねないという訴訟法学上の犯しやすい誤謬に對して、「一つ」の観点よりする警告を含み、その意味において傾聴に価する卓見といふべきであらう。さらに、豊富な資料を駆使しての論者による立法過程の裏づけは、現行民法の背後にあるもの理解を容易にし、現行法に対する態度決定のための重大なモメントを形づくると解される。

二 福永有利・「任意的訴訟担当の許容性」は、任意的訴訟担当が認められるか否かという点に関して、原則的にはそれを否定し、「正当な業務上の必要あるとき」に限つて例外的にのみそれを認め、しかも、この「正当な業務上の必要あるとき」という要件をきわめて厳格に解している通説・判例の立場を疑い、通説・判例によつて例外とされたもののほかにも、いろいろな場合に任意的訴訟担当を許容できることを論証しようとする(七五頁〜七六頁)。論者は、まず、「ドイツでは、訴訟追行について訴訟担当者自身が利益を有することが任意的訴訟担当の要件とされているために、任意的訴訟担当はすべて『訴訟担当者のための訴訟担当』ともいふべきものである」と解することができる」とし(八〇頁)、右のドイツの学説・判例の分析結果を踏まえて、「訴訟担当者が、訴訟の結果について利害關係を有する場合には、権利者の授權のあるかぎり、任意的訴訟担当は許容されるべきである」とし(八二頁)、任意的訴訟担当の許される第一の類型を示す。次に、論者は、学説・判例上争いなく任意的訴

訟担当が許容されている「講の世話人」の場合を論述の手がかりとし、任意的訴訟担当の第二の類型たる「権利主体のための任意的訴訟担当」は、「訴訟担当者が、訴訟物たる権利関係の発生・管理につき現実に密接に関与し、権利主体と同じ程度にその権利関係について知識を有する程度にまで関与しているとみられる場合には、既に与えられている管理権が裁判上の主張をなす権限をも包含する包括的な管理権である場合はそれにもとつき、また包括的な管理権でない場合は改めて訴訟追行についての授權をえれば、任意的訴訟担当は認められる」と結論づける（九五頁、参照九〇頁〜九二頁）。そして、例外的に、右に任意的訴訟担当の第二類型の許容される場合で述べたような事情のないときでも、法律上規定が存するときは、その要件を充足する者に任意的訴訟担当が認められるし、「また自己の責に帰すべからざる事由によつて、自ら当事者となりえず、また弁護士を選任しえない場合で、訴訟を提起する緊急の必要性のある場合にも、任意的訴訟担当は認められるべきである」とする（九五頁、参照九二頁）。

本論文の意義は、任意的訴訟担当が例外的に許される場合を「正当な業務上の必要のあるとき」と嚴格に制限している通説・判例に対して、その許容性の狭さを指摘し、あわせてより具体的な任意的訴訟担当のための要件を提示せんとするところにある。論者の緻密な論証ならびに諸学説・諸判例の比較検討より生みだされたその結論は、非常な説得力を持つものといえよう。しかしながら、任意的訴訟担当の許容性を拡大する傾向を持つ論者の立場は濫用の危険を

はらむものであり、論者の立場に賛同することについてはいくぶんかの躊躇を感ぜざるを得ないのである。もつとも、右のような指摘がなされるかも知れないことは、論者自身すでに気づかれ、その点を今後の課題ともされているようなので（九五頁〜九六頁）、右のような指摘が適切さを欠く恐れは多分にある。

三 石川明・「不適法な訴訟上の相殺」は、訴訟上の相殺の法的性質についての実体行為説（私法行為説）を前提とするかぎり、訴訟上の相殺が不適法として却下された場合、被告はその反対債権を失うことになるという実体行為説に対する非難に対して異論を唱え、実体行為説の立場よりしても被告はその反対債権を失うことはないことを論証しようとする（一一三頁以下）。本論文は、論者の訴訟上の相殺に関する他の論文（「訴訟上の相殺の法的性質」、判例タイムズ二二四号一八頁以下、二二五号二二頁以下）の姉妹編ともいえるべきものである。さて、論者は、本論文において、比較法学の一つの模範ともいえるような手ぎわの良さでドイツの学説・判例を検討し、あわせて我が国の諸学説にも斟酌を加えた結果、一部無効・残部無効の理論の類推をもつてすれば、訴訟上の相殺が不適法却下された場合、実体行為説を前提としても被告はその反対債権を失わないと結論づけることができ、妥当な問題解決が得られると主張する（一二六頁以下）。すなわち、実体行為説によると、訴訟上の相殺は実体法上の相殺の意思表示とその訴訟における援用行為の併存したものと解されるが、もし訴訟上の相殺が不適法却下されると相殺の意思表示の訴訟における援用は裁判所に斟酌されず、無駄になるため、

一部無効・残部無効の理論の類推適用が認められ、実体法上の相殺の意思表示は無効となり、その結果、被告は自己の反対債権を失うということとはなくなると理論づけられるのである。しかし、訴訟上の相殺が不適法却下された場合、訴訟上の相殺の中に併存されている実体法上の相殺の意思表示の訴訟における援用行為は「無効」となるのではなく、ただ単に「意図したところの役割」を演じなかつたにすぎないことを考えあわせれば、右援用行為が無駄になるというその一点をとらえて一部無効・残部無効の理論を「類推」するのでは、いささか無理ではないかとも思われる節がある。そして、このような指摘は筆者自身の学説に対する批判でもあり得る(筆者は、かつて論者と同題名の論文へ慶應義塾大学大学院法学研究科論文集四三年度一二五頁以下)で、一部無効・残部無効の理論をもつて問題の再構成を試みたことがある)。

四 上田徹一郎・「ドイツ民事訴訟法における証人無制限原則の成立」は、証人制限、つまり、「不法行為など事前の書面作成を期待しえない場合と一定の例外を除き、法律行為の存否や内容の証明に際し証人尋問による証明の無制限の許容を否定し、できるだけ書証に優位を与えるという考え方」(二二二頁)に関するドイツ一八七七年民事訴訟法立法前の状態と立法準備期における論争から、ドイツ民事訴訟法における証人無制限原則成立の根拠を探ることを目的としている(二二四頁)。論者は、まず、普通法における法律行為の無方式主義と証人無制限原則の成立につき論述した後(二二五頁)、各ラント諸法での証人制限の試みはライン左岸諸ラント(フランス法

地域)を除いては成功せず(二二八頁以下)、プロイセン法の立場、つまり、「小額事件を除く無方式契約の裁判上の保護の否定と、書面に記載されなかつた口頭付随合意の証人による証明の不許」(二二三頁)という立場が書面作成の慣行を生み出すことができず、かつて実務の混乱を招いたことに対する反省が一般的に受け入れられていたことを指摘する(二三四頁以下)。そして、次に、統一民法の立法が具体的に考えられ始めると、論争の中心は、普通法の様な無方式・証人無制限原則によるのが良いのか、あるいは、フランス法を範とする無方式・書証の優位における証人制限原則の方が良いかの点に移行し(二二九頁)、結局、ドイツ人の国民性・法意識・慣行(例えば Ein Mann ein Wort のモラル)よりする書面作成一般化の困難およびプロイセン法における失敗の経験と新たに導入が予定された自由心証主義・直接主義・口頭主義による証人の信頼性の改良の可能性への期待から、証人無制限原則がドイツ民事訴訟法で成立した経過が説明されている(二四五頁以下)。最後に、論者は、「自由心証主義・直接主義・口頭主義の理想的実現についての楽観的予測がドイツ民事訴訟法施行後日ならずして破綻し、証言心理学の成果として証人不信が一般化し」、「典型的な市民社会の民事訴訟法としてのドイツ民事訴訟法が反省を迫られてくると、一九三一年改正法案をめぐって再び証人制限論は最も重大な問題の一つとして意識されるに至」つたことを述べ(二五九頁)、「一九三一年改正草案をめぐる論争の解明と、それに先立ち民法典制定をめぐり、証人制限の一つの方法として実体法上個々の法律行為につき方式―書面を強制

してゆくことの可否をめぐる論争の解明、さらにわが国の問題としてこれらをどう考えるかがわれわれの今後の課題である」として(二五九頁)、その論述を終える。

本論文は、多数の一八〇〇年代のドイツの文獻・法律草案をその資料とし、従来わが国でほとんど論じられることのなかつた問題を提示し、且つ、その問題解決のための一つの指針を示す意義深い労作といえる。論者も「はしがき」(二二二頁)で述べられているように、訴訟促進の観点よりすれば、証人尋問をできるだけ制限して書証にかえるという考えは魅力的な着想であるが、そのような着想を現実訴訟制度の中で実現することの可否を明確化するためには、本論文のような地道な研究の積みかさねが必要なことはいうまでもなかるう。この意味においても本論文は無視できない重要性を持つといえる。

五 松浦馨・「わが国の手形訴訟の特徴——ドイツ手形訴訟と比較して——」は、わが国の手形訴訟の特徴として、①証書訴訟の不採用、②手形上の請求(もちろん金銭の支払請求)をするあらゆる場合に支払地の裁判籍が認められること、③特別訴訟要件の簡素化、④一定の要件のもとに手形判決の代りに通常判決を求めることができること、⑤手形又は小切手による金銭の支払の請求およびこれに付帯する法定利率に依る損害賠償の請求に関する判決には、通常訴訟手続による場合も手形訴訟手続による場合も職権で無条件の仮執行宣言を付すること、⑥手形訴訟判決に対する不服申立方法の簡素化、⑦民法五二二条ノ二第二項が手形判決に対する異議手続での強制

執行の停止・取消につきはつきり規定を置いていること等々をドイツ手形訴訟との対比においてまず列挙する(二六三頁以下)。そして、右に列挙したわが手形訴訟の特徴の背後にある指導理念として次の三点を指摘する。すなわち、その第一は、手続の簡素化ということである(二七二頁以下)。その第二は、手形訴訟と通常訴訟の間のバランスの考慮ということである(二七三頁)。その第三は、手形訴訟の自己抑制的傾向である(二七五頁)。「手形訴訟の自己抑制的傾向として、手形訴訟の適用範囲をできるだけせまくおさえる態度と手形訴訟の略式性を抑制する傾向をあげることができる」(二七六頁)。次に、論者は、わが手形訴訟の将来の問題点を次に述べるような基本的態度で指摘する。すなわち、「手続の簡素化ということに極めて重要であるが、その場合形式的簡素化と実質的簡素化とが矛盾するときは、なるべく後者を優先せしめることが望ましい」と考える。手形訴訟と通常訴訟のバランスの考慮は、「なす必要はない。むしろ手形訴訟と通常訴訟とは別個であつて、独自の理論と要請を備えることを認めるべきである。最後に、手形訴訟の適用範囲をできるだけせまくし、その略式性を抑制する態度は、立法当時としては、漸進を要するところからは認められるが、今後の手形訴訟を問題とするときは、改められなければならない」と(二八一頁)。そして、論者は、右のような基本的態度に基き、個々具体的な場合に ついての立法論を展開する(二八一頁以下)。

論者は、将来の課題を概観されるにあたり、手形訴訟の通常訴訟に対する独自性の認識を特に強調され、「手形訴訟は証拠制を伴

う点に特色を持つだけの、何んのへんてつもない通常訴訟の「亜種」にすぎないとの考え(二七六頁参照)を基礎にして手形訴訟を理解せんとする立場に反発される。このことは、通常訴訟の弾力的運用ということ自体がそれなりの限界を持ち、言葉どおりに実行され難い傾向をもつということを考えあわせれば、まことに当を得た発言であるということができる。

六 佐々木吉男・「調停申立書の必要的記載事項——交通事故紛争に対する訴訟的アプローチと調停的アプローチ——」は、交通事故調停の申立につき、必ずしも請求金額や損害の内訳・明細等を明らかにさせる必要はないとする昭和四二年一〇月一七日の最高裁民事局長「通達を機縁として、訴状の必要的記載事項との対比において、調停の申立につき理論的に必要にして十分な記載あるいは申述の範囲程度とその法的理由の解明を試みることをその目的とする(二九六頁)。そして、まず、請求金額の特定の要否については、「請求金額が特定されることは民事調停においても望ましいが、民事訴訟における場合と異なり、それを必要不可欠とすべき合理的理由はないと思われる」とし(三〇二頁)、その理由として次の六点を挙げ(三〇二頁以下)。すなわち、それらは、①「民事調停においては」、「調停を求める事項の価額いかによつて裁判所の管轄が決まるわけではないということ」、②「民事調停においては、民事訴訟におけるような意味での請求の認諾や放棄の觀念が認められていない」ので、「請求金額を特定しない申立を認めたとしても、訴訟における場合のように請求の認諾によつて事件が終了し執行の範囲が

不明になるといふ支障は生じない」こと、③「権利者側からする賦請求が許容されていること」、④民事に關して紛争が生じたときには給付義務者側にも調停の申立をすることが許されていること、⑤「民事調停においては、民事訴訟における場合と異なり、広く職権調査および職権証拠調がなされ得る」ので、「訴訟における場合のように主張責任举证責任を理由として申立人に対して請求金額の特定を強く要求することができない」こと、⑥「民事調停においては、申立人が請求金額を特定したとしても、調停機関は必ずしもそれに拘束せられるわけではないということ」の六点である。次に、申立原因記載の程度については、「調停申立書の必要的記載事項としての申立原因——紛争の要点——は、社会的にいかなる紛争について調停が求められているかを認識し得る程度に記載されておれば足り、訴状における請求原因のような意味で損害の種類や明細を記載する必要はないと思われる」と結論づけられる(三二二頁)。そして、その理由として、「民事調停における判断対象は広くかつ直接的に生活現象としての民事紛争自体であり、法のみならず条規が積極的な判断規準となり」、「民事調停による紛争の「解決は生活現象としての民事紛争自体の直接的全体的根本的な解決」であることを挙げる。

論旨をおし進めると、論者自身も認められているように、調停の申立をするには「しかるべき調停を求める」旨の記載でも足りることになる(三一七頁)。このような帰結は、法律的知識に乏しく、法律的な構成方法に不慣れた通常一般人の現実の感情・意図に合致する

ところは夫である。しかし、右のような帰結は、自治的紛争解決の方式たる調停において、当事者が主体的に行動することを忘れ、国家機関としての調停機関に全面的にたよりきつてしまい、結果的に調停制度を持つ自治的紛争解決の方式としての利点がそこなわれかねない傾向を助長する要素を持つ危険性をいくぶんなりともはらんでいるのではなからうか。

七、ゲルハルト・リュケ・「民事訴訟上の訴の体系についての覚書」は次のように論述する。すなわち、「総ての訴の基本形式は、確認の訴である」(三四一頁)。「給付判決にとつて本質的なものは、給付命令である。訴を排斥する判決も総て確認判決である」(三四一頁)。「求められた権利保護の形式の差異——被告にたいする給付命令か裁判官による確認か——は、権利主張および原告が自分にあるといつては権利をひき出す生活事実 (Lebensvorgang) が同一である場合に、確認の訴と給付の訴を併列的に提起できるか、という問題に解答を与える手がかりとなる」(三四一頁〜三四二頁)。「債務者とされる者が先に消極的確認の訴を提起し、債権者であるという被告が自分の方から給付の訴を提起した」場合、「給付の訴が提起された時から消極的確認の訴は不適法になる」と解するのが支配的な見解であるが、「訴訟上なら瑕疵のなかつた消極的確認の訴が、被告の側で給付の訴を提起したからといって、どういふわけで駄目になるのか、理解できない」(三四二頁〜三四三頁)。この問題を解決する道は、「ただひとつ、給付の反訴の提起を認めるにある。給付の訴と確認の訴との特有の部分的同一性は、債権者をして、消極

的確認の訴の手續のなかで給付の訴を提起することを余儀なくさせる」(三四三頁)。

「給付の訴・確認の訴および形成の訴とならんで第四の訴のグループとして、いわゆる命令の訴 (Anordnungsklage) を認めようとする試みは、クットナーに遡る」(三四三頁)。しかし、「命令判決 (Anordnungsurteil) というグループを立てることについて、判決の内容の代わりにその効力に注目することによつて、他の三つのグループにおけるとは別の分類規準を基礎としているのだ、という非難がなされる」(三四三頁〜三四四頁)。

「ある訴規範 (Klagenorm) が利用できる場合には、提起された訴は、不適法 (unzulässig) である」(三四九頁)。そして、論者は、ここにおいて「適式性 (Statthaftigkeit)」という概念を紹介する(三四九頁)。「適式性の概念は、上訴手續に制限されるべきでなく、「適式性は、ドイツ訴訟法上の一般的な適法要件である」(三四九頁)。「ある訴規範が利用できず、あるいは、その訴規範の要件事実が全部または一部満たされない場合には、訴は適式性を欠く」(三四九頁)。「確認の利益は、適式性に属しない。それは、一般的な権利保護の利益が法律において特別に明規されたひとつの適用場面にすぎない」(三四〇頁)。

次に、論者は、まず、「私的な形成権と形成訴権は密接に関連している」(三五三頁)とし、形成の訴を、その基礎になつては権利関係の処分権能が当事者にあるかないかにより、「真正な形成の訴 (echte Gestaltungsklage)」と「不真正な形成の訴 (unechte Gestaltungs-

「Begriff(e)」に分け、前者にあつては、処分権能の欠缺ゆえに、その基礎に私的な実体法上の形成権を認めず、それに対して、後者の基礎には実体法上の形成権を認めるのである(三五五頁～三五六頁)。真正な形成の訴の原型はドイツ法上の離婚の訴である(三五六頁)。

「不真正な形成の訴の諸場合に被告に対して法の変更の招来を求める権利者の請求権が存在するか」という問題について、これを一般的に否定することは納得できない(三五九頁)。「この問題は、各個の法規の構成要件に即して慎重に検討されなければならない」(三五九頁)。以下が本論文の要旨である。

論者の最初の指摘、すなわち、「総ての訴の基本形式は、確認の訴である」とする点については、物議を醸しだす可能性が含まれている。次に、命令判決は、確認・給付・形成判決の三分類とは別の観点からの産物であるとの点については問題はなからう。「適式性の概念」の紹介は、訴の不適法却下に対する独特の観点よりするアプローチであり、注目に価する。そして最後に、形成訴訟を真性と不真性に分ける論者の理論は、形成訴訟の訴訟物に関する論争に重大な示唆を提供するものと評価できる。

なお、本論文は、中野貞一郎教授の訳になるものであり、その訳文は、翻訳文が伴いがちな欠点を感じさせないすぐれたものである。末筆ながらも、この点を指摘せずには本項を終えるわけにはゆかない。

(昭和四四年二月二五日発行、有斐閣、定価一八〇〇円)

(加藤 修)

中村菊男編

『日本の選挙構造』

一、本書の特徴

戦後日本で、アメリカの行動科学やその他の影響もあつて、選挙に関する種々様な実態調査が頻繁に行なわれたし、また現在も行なわれているし、恐らく今後も大に行なわれるであろう。

しかし、過去および現在におけるそれらの大半は、詳細なものではあるが、局地的なものであり、またかりに日本全体のものについて言及したものがあつたにせよ、局地的なものからの類推に終つてゐるものがほとんどであつた。

したがつて、日本の選挙全般にわたる精緻な全国的調査、分析、およびそれに関する解釈は、ほとんどなされてこなかつたといつてもよいほどである。

ところが、本書はこの至難な業と取り組み、しかも日本の選挙を特徴づけるもつとも基礎的なものであり、かつかなり長期にわたつて存在し、抜本的改革や革命が起こらないかぎりなかなか変らない